

フリーローンファスト契約規定

第1条（元金返済方法）

1. 利息の計算方法と支払方法

- ① 利息は各返済日後払いするものとし、毎回の元金返済額は均等とします。
 - ② 毎月の返済の利息は(毎月返済の部分の元金残高× $\frac{\text{借入利率}}{12}$)で計算します。
 - ③ 半年ごとの増額返済の利息は(半年ごとの増額返済の部分の元金残高× $\frac{\text{借入利率}}{12}$ ×6)で計算します。
 - ④ 前記②並び③にかかわらず、借入日から第1回返済日までの利息は、毎月返済、半年ごとの増額返済ともそれぞれ1年を365日とし、日割りで計算します。
2. 最終返済額は利息計算の端数処理のため毎回返済額とは異なる場合があります。
3. 半年ごとの増額返済日には、増額返済額を毎月の返済額に加えて返済するものとします。
4. 元金返済が遅れたときは、遅延している元金に対し年14%（1年を365日とし、日割規定で計算する）の損害金を支払うものとします。この場合、第2条に準じて、取り扱うことができます。

第2条（元金返済額等の自動支払）

1. 借主は、元金返済のため、各返済日（返済日が銀行の休日の場合には、その日の翌営業日。以下同じ。）までに毎回の元金返済額（半年ごと増額返済併用の場合には、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ。）相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。
2. 銀行は、各返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書によらず返済用預金口座から払い戻しする、毎回の元金返済の返済にあてます。ただし、第3条によって繰り上げ返済をする場合および第5条、第6条によってこの契約による債務全額を返済しなければならない場合は除きます。また、返済用預金口座の残高が毎回の元金返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済による取扱いせず、返済が遅延することになります。
3. 毎回の元金返済額相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、銀行は元金返済額と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。

第3条（繰り上げ返済）

1. 借主が、この契約による債務を期限前に繰り上げて返済できる日は借入要項に定める毎月返済日とし、この場合には繰り上げ返済日の10日前までに銀行へ通知するものとします。
2. 繰り上げ返済により半年ごと増額返済部分の未払利息がある場合には、繰り上げ返済日に支払うものとします。
3. 借主が繰り上げ返済をする場合には、銀行所定の手数料を支払うものとします。
4. 一部繰り上げ返済をする場合には、前3項によるほか、下表のとおり取り扱うものとします。

	毎月返済のみ	半年ごと増額返済併用
繰上返済 できる 金額	繰上返済日に続く 月単位の返済元金 の合計額	下表の①と②の合計額 ①繰り上げ返済日に続く6ヶ月単位に取り まとめた毎月の返済元金 ②その期間中の半年ごと増額返済元金
返済期日 の繰上げ	返済元金に応じて、以降の各返済日を繰り上げます。この場合にも、繰り上げ返済後に適用する利率は、借入要項記載通りとし、変わらないものとします。	

第4条（利率の変更）

借入要項記載の利率は変更しないものとします。ただし、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は借入要項記載の利率を一般に行われる程度のものに変更することができ、変更にあたっては、あらかじめ書面により通知するものとします。

第5条（期限前全額返済義務）

1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - ① 借主が返済を遅延し、銀行から書面により督促しても、次の返済日までに元金（損害金を含む）を返済しなかったとき。
 - ② 借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって銀行に借主の所在が不明となったとき。
2. 次の各場合には、借主は、銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - ① 借主が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - ② 借主が第10条又は第11条の規定に違反したとき。
 - ③ 借主が支払を停止したとき。
 - ④ 借主が手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - ⑤ 借主が振り出した手形の不渡りがあり、かつ、借主が発生記録した電子記録債権が支払不能となったとき（不渡りおよび支払不能が6ヵ月以内に生じる場合に限り）。
 - ⑥ 借主について、民事再生手続開始の申立てがあったとき。
 - ⑦ 保証人が前項第2号または本項前各号のいずれかに該当したとき。
 - ⑧ 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元金（損害金を含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。

第6条（反社会的勢力の排除）

1. 借主、または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

こと

- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 借主、または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
- ① 暴力的な要求行為。
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または、銀行の業務を妨害する行為。
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為。

3. 借主、または保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は銀行から請求があり次第、銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

4. 前項の規定の適用により、借主、または保証人に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主、または保証人がその責任を負います。
5. 第3項の規定により、債務の弁済がなされたときは、本約定は失効するものとします。

第7条（銀行からの相殺）

1. 銀行は、この契約による債務のうち各返済日が到来したもの、または第5条、第6条によって返済しなければならないこの契約による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。
2. 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割りで計算します。

第8条（借主からの相殺）

1. 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
2. 前項によって相殺をする場合には、相殺計算を実行する日は借入要項に定める毎月返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の各返済日の繰り上げ等については第3条に準じるものとします。この場合、相殺計算を実行する日の10日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出するものとします。
3. 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については、預金規定等の定めによります。

第9条（債務の返済等にあてる順序）

1. 銀行から相殺をする場合に、この契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができます。借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
2. 借主から返済または相殺をする場合に、この契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができます。借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
3. 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
4. 第2項のなお書または第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第10条（担保）

債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、銀行からの請求により、借主は、遅滞なくこの債権を保全しうる担保、連帯保証人をたて、又はこれを追加、変更するものとします。

第11条（代り証書等の差し入れ）

事変、災害等やむをえない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は、銀行の請求によって代り証書等を差し入れるものとします。

第12条（印鑑照合）

銀行が、この取引にかかる諸書その他の書類に使用された印影をこの契約書に押印の印影または返済用預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第13条（費用の負担）

借主または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用は、借主が負担するものとします。

第14条（届出事項）

1. 氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、借主は直ちに銀行に書面で届け出るものとします。
2. 借主が前項の届出を怠ったため、銀行が借主から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

第15条（公正証書作成義務）

借主は銀行の請求があるときは、直ちにこの契約による債務について、強制執行の認諾がある公正証書を作成するため必要な手続きをとるものとします。このために要した費用は借主が負担するものとします。

第16条（報告および調査）

- 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、担保の状況並びに借主および保証人の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
- 借主は、担保の状況又は、借主もしくは保証人の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがあるときは、銀行から請求がなくても遅滞なく報告するものとします。

第17条（債権譲渡）

- 銀行は、将来この契約による債権を他の金融機関等に譲渡（以下本条において信託を含む）することができるものとします。
- 前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人（以下本条においては信託の受託者を含む）の代理人になることがあります。この場合、借主は銀行に対して、従来どおり借入要項に定める方法によって毎回の元利金返済額を支払うことに同意し、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。

第18条（元利金返済額変更の手数料）

借主の申し出により元利金返済額を変更する場合には、銀行所定の手数料を支払うものとします。

第19条（成年後見人の届出）

- 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、借主は直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を銀行へ書面によって届け出ます。
- 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、借主は直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を銀行へ書面によって届け出ます。
- すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に、借主は直ちに銀行へ書面によって届け出ます。
- 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、借主は直ちに銀行へ書面によって届け出ます。
- 前4項の届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第20条（合意管轄）

この契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、銀行本店または申込書記載の取扱店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第21条（契約書の返却）

本契約書および本契約に伴い発生する契約書類はお客様のお申し出がない限り返却いたしません。また、お申し出なく完済後10年間経過した場合には、本契約書および本契約に伴い発生する契約書類は銀行で廃棄します。

（保証）

- 保証人は、借主がこの契約によって負担するいっさいの債務について、借主と連帯して保証債務を負い、その履行については、この契約に従うものとします。
- 保証人は、借主の銀行に対する預金その他の債権をもって相殺は行わないものとします。
- 保証人は、銀行が相当と認めるときは担保または他の保証を変更、解除しても、免責を主張しないものとします。
- 保証人がこの契約による保証債務を履行した場合、代位によって銀行から取得した権利は、借主と銀行との間に、この契約による残債務または保証人が保証している他の契約による残債務がある場合には、銀行の同意がなければこれを行行使しないものとします。もし、銀行の請求があれば、その権利または順位を銀行に無償で譲渡するものとします。
- 保証人が借主と銀行との取引についてほかに保証をしている場合には、その保証はこの保証契約により変更されないものとし、また、ほかに限度額の定めのある保証をしている場合には、その保証限度額にこの保証の額を加えるものとします。保証人が借主と銀行との取引について、将来ほかに保証した場合にも同様とします。

以上

保証委託約款

私は、株式会社京葉銀行（以下、「甲」という。）との借入要項記載の金銭消費貸借契約（契約内容が修正または変更がなされた場合には、修正又は変更後の契約を含み、以下、「本件ローン契約」という。）により現在及び将来において負担する一切の債務についての保証を、以下の条項（以下、「本契約」という。）に従いSMB Cコンシューマーファイナンス株式会社（以下、「乙」という。）に委託します。

第1条（委託の範囲）

- 私が乙に委託する保証の範囲は、本件ローン契約に基づき、私が甲に対して負担する借入金の元本、利息、遅延損害金の全額（以下、「被保証債務」という。）とします。
- 乙による受託及び保証は、乙が被保証債務の保証を適当と認めて保証開始の決定を行い、本件ローン契約に基づき私が甲より金銭を借入れた時に成立するものとします。
- 被保証債務の内容は、本件ローン契約その他本件ローン契約に付随又は関連して私と甲との間で締結された契約の各条項によるものとします。

第2条（債務の返済）

本件ローン契約による債務については、その支払期日に私が元利金共に相違なく支払い、乙に一切負担をかけません。

第3条（反社会的勢力の排除）

- 私が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与を

- していると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
 - 私が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項の各号に該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、私は、乙が甲に対する保証を中止、解約することに何ら異議を申し立てません。
 - 前項2項の規定の適用により、私に損害が生じた場合にも、乙になんらかの請求をしません。また、乙に損害が生じたときは、私がその責任を負います。

第4条（求償権の事前行使）

- 私について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、乙は、第5条による代位弁済前であっても、通知・催告を要せず、かつ何ら担保の提供をすることなく、私に対し、直ちに被保証債務に相当する金額を求償することができるものとし、私は、直ちにこれを支払うものとします。
 - 仮差押、仮処分、強制執行、競売、滞納処分の申立てを受けたとき、仮登記担保権の実行通知が到達したとき、破産、民事再生手続開始、特定調停手続開始その他これに類する手続開始の申立てがあったとき
 - 振出した手形、小切手が不渡りとなったとき、または発生記録した電子記録債権が支払不能となったとき
 - 相続が開始されたとき
 - 被保証債務の一部でも履行を遅滞したとき
 - 甲又は乙に対する他の債務の一つでも期限の利益を喪失したとき
 - 乙に対する虚偽の申告が判明したとき
 - 前条第1項のいずれかに該当するとき、または前条第2項のいずれかの行為を行ったとき
 - 乙に対する住所変更の届出を怠る等、私の責めに帰すべき事由によって、乙において私の所在が不明となったとき
 - 前各号の他、債権保全のため乙において必要と認めるとき
- 乙が本条により求償権を行使する場合には、民法第461条に基づく抗弁権を主張しません。

第5条（代位弁済）

- 私が被保証債務の全部又は一部の履行を遅滞したため、又は被保証債務の期限の利益を喪失したため、乙が甲から債務保証の履行を求められたときは、私に対して何ら通知・催告を要せず、乙が甲に対し被保証債務の全部又は一部を弁済することに同意します。
- 乙の前項の弁済によって、乙が甲に代位する権利の行使に関しては、私が甲との間で締結した契約のほか、本契約の各条項が適用されるものとします。

第6条（求償権の範囲）

乙が前条第1項の弁済をしたときは、乙に対し、その弁済額、弁済に要した費用及びこれに対する弁済の日の翌日から完済まで年14.6%（年365日の日割計算）の割合による遅延損害金を支払います。

第7条（弁済の充当順序）

私の弁済した金額が、乙に対する債務の全額を消滅するに足りないときは、乙が適当と認める順序・方法により充当することができるものとします。乙に対する債務が複数あるときも同様とします。

第8条（調査及び報告）

- 私の氏名、職業、住所、居所等の事項について変更があったとき、もしくは私に係る後見人、保佐人、補助人、任意後見監督人が選任された場合には、登記事項証明書を添付のうえ、直ちに乙に対し書面によって届出をし、乙の指示に従います。
- 私が前項の届出を怠ったため、乙が私から最後に届出のあった氏名、住所に宛てて通知又は書類を発送した場合、延着し又は到着しなかった場合であっても、通常到着すべきときに到着したものとみなされることに同意します。
- 乙から請求があったときは、私の資産状態等につき直ちに乙に対して報告し、乙の指示に従います。
- 乙が私について、その財産、収入、信用等を調査しても何ら異議ありません。

第9条（保証の解約等）

私は、信用情報機関の信用情報において著しい変動がみられる等、乙が債権の保全を必要とする相当の事由が生じたときは、いつでも乙が保証を解約することに何ら異議ありません。

第10条（公正証書の作成）

私は、乙の請求があるときは、本契約に係る債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の陳述を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続をします。

第11条（費用の負担）

乙が第4条又は第6条の権利を保全又は行使し、もしくは第5条の弁済により取得した権利を保全又は行使し、もしくは、その他本契約に基づき生じた一切の費用は、私が負担し、乙の請求により直ちに乙に償還します。

第12条（契約期間）

本契約の有効期間は、本件ローン契約に基づく私と甲との一切の取引が終了するまでとします。

第13条（債権の譲渡）

乙が、将来、私に対して有する債権を第三者に譲渡もしくは担保に提供されても、異議を述べないものとします。

第14条（管轄裁判所の合意）

私は、本契約に関しての訴訟および調停については、訴額にかかわらず乙の本社または営業所所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

以上